様式第１号（第５条関係）

丹波山村サテライトオフィス等進出支援金交付申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和４年　　月　　日

丹波山村長　岡部　岳志　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（個人事業主の場合は、住所及び氏名）

連絡先電話番号

　サテライトオフィス等進出支援金交付要綱第５条第１項の規定に基づく支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

　　１　交付申請額　　　金１，０００，０００円

　２　添付書類　（１）サテライトオフィス等事業計画（様式第２号）

（２）支援金交付申請に係る誓約書（様式第３号）

（３）法人の登記事項証明書（個人事業主は、住民票の写し）

（４）直近の確定申告書の写し

（５）事業の概要がわかるもの及び常駐従業員（予定）の名簿

（６）前号に掲げるもののほか村長が必要と認める書類

様式第２号（第５条関係）

サテライトオフィス等事業計画

１　事業者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | 　 |
| 所在地 | 　都･道府･県　 |
| 設立年月 | 　　　　　年　　　　　月 | 資本金 | 　　　　　　　　　　　　円 |
| 従業員数 | 　　　　　　　　　　　人 | 業　種 | 　 |
| 事業内容 | 　 |

２　運用計画

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | 　山梨県北都留郡丹波山村　　　　　丹波山村交流促進センター |
| 業務内容 | 　 |
| 常駐者数 | 　　　　　　　　　　　人 | 電　話 | 　　　　－　　　－ |

３　期間

|  |  |
| --- | --- |
| 事業開始 | 令和　　　年　　　月　　　日　　～　 |

様式第３号（第５条関係）

支援金交付申請に係る誓約書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和４年　　月　　日

丹波山村長　岡部　岳志　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（個人事業主の場合は、住所及び氏名）

　サテライトオフィス等進出支援金の交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。

記

　１　サテライトオフィス進出支援金交付要綱第６条第１項に規定する進出支援金の返還対象者の要件に該当するに至った場合は、同項に定める金額を遅滞なく返還します。

　２　丹波山村交流促進センターの運営が開始された際には、利用を開始します。

様式第４号（第７条関係）

支援金交付（不交付）決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和４年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丹波山村長　岡部　岳志

　令和４年　　月　　日付けで申請のあったサテライトオフィス等進出支援金について、同支援金交付要綱第５条第２項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

　　　　　１　支援金を交付（不交付）する

　　　　　２　支援金の交付額　　　金１，０００，０００円

様式第５号（第６条関係）

支援金交付決定取消通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和４年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丹波山村長　岡部　岳志

　　　年　　月　　日付、　　第　　号で交付決定のあったサテライトオフィス等進出支援金について、同支援金交付要綱第６条第３項の規定により、下記のとおり交付決定の取り消しをしたので通知します。

記

　　　　１　交付決定額　　　金　１，０００千円

　　２　交付決定取消額

　　　　３　取消理由

様式第６号（第６条関係）

支援金返還命令書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和４年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丹波山村長　岡部　岳志

　　　　　年　　月　　日付けで金額の確定したサテライトオフィス等進出支援金について、同支援金交付要綱第６条第３項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

　　　　　　１　返還額

　　　　２　返還理由